

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 206

処 分 名	食鳥の検査	
処 分 の 概 要	食鳥処理業者の食鳥検査申請に基づき、食鳥検査員(獣医師)が処理場に出向き、食鳥検査を行い、結果を判定する。	
根 拠 法 令 名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)	
条 项	第15条第1項～第3項	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1日	
標準処理期間	計 1日	
判 断 基 準	<p>食鳥処理業者は、都道府県知事等の行う食鳥検査(生体、脱羽後、内臓摘出後検査)を受けなければならず、法第15条に基づく検査基準に適しなければならない。検査方法内容は、規則第25条～第28条、廃棄措置等は、法第19条、第20条、及び規則第33条による。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>＜食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条＞</p> <p>第1項 食鳥処理業者は、食鳥をとさつしようとするときは、その食鳥の生体の状況について都道府県知事が行う検査を受けなければならない。</p> <p>第2項 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出しようとするときは、その食鳥とたいの体表の状況について都道府県知事が行う検査(以下「脱羽後検査」という。)を受けなければならない。</p> <p>第3項 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出したときは、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況について都道府県知事が行う検査(以下「内臓摘出後検査」という。)を受けなければならない。</p> <p>第4項 前3項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。</p> <p>一 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病</p> <p>二 前号に掲げるもの以外の疾病であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常</p> <p>第5項 食鳥処理業者は、その食鳥処理場の構造及び設備が厚生労働省令で定める要件に適合するときは、第2項の規定にかかわらず、内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受けることができる。</p> <p>第6項 前2項に定めるもののほか、第1項から第3項までに規定する検査(以下「食鳥検査」という。)は、厚生労働省令で定める方法及び手続により行う。</p> <p>第7項 食鳥処理業者が、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況について、第12条第6項の規定による届出をした食鳥処理衛生管理者に厚生労働省令で定める基準に適合する旨の確認をさせた場合においては、都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法を簡略化することができる。</p> <p>＜食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第19条＞</p> <p>食鳥処理業者は、食鳥検査に合格しなかった食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は第16条第5項の厚生労働省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認がされた食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等について、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、消毒、廃棄又は食用に供することができないようする措置を講じなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

<食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第20条>

都道府県知事は、前条に規定する食鳥が疾病にかかっているため若しくは同条に規定する食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等が疾病にかかった食鳥に係るものであるため、若しくは同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等に異常があるため食用に供することができないと認めるとき、又は同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等により若しくは同条に規定する食鳥のとさつ、羽毛の除去若しくは内臓の摘出により病原体が伝染するおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置を採ることができる。ただし、同条に規定する消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置により、次に掲げる措置の目的が達成される場合にあっては、この限りでない。

- 一 当該食鳥のとさつ、羽毛の除去又は内臓の摘出を禁止すること。
- 二 当該食鳥の所有者若しくは管理者、食鳥処理業者その他の関係者に対し、当該食鳥の隔離、食鳥処理場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又はその職員にこれらの措置を講じさせること。
- 三 その職員に、当該食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等について廃棄その他の措置を講じさせること。

<食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第25条>

法第十五条第四項第二号又は第三号の厚生労働省令で定める疾病又は異常は、別表第七のとおりとする。

<食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第26条>

法第十五条第五項の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 トロリーの間隔が15センチメートル以上のオーバーヘッドコンベアを設置すること。
- 二 食鳥中抜とたいの裏面を望診できる鏡を検査場所の適当な位置に設置すること。

<食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第27条>

法第十五条第六項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 食鳥検査は、十分な自然光線又は適正な人工光線の下で行う。
- 二 生体検査(法第十五条第一項の検査をいう。以下同じ。)は、とさつ前に、その食鳥の生体の状況について望診をし、同条第4項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該食鳥について1羽ごとに更に検査をし、判定することにより行う。
- 三 脱羽後検査は、脱羽(食鳥の羽毛の除去をいう。以下同じ。)の後、1羽ごとに、食鳥とたいの体表の状況について望診及び触診をし、法第十五条第四項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該食鳥とたいについて更に検査をし、判定することにより行う。

四 内臓摘出後検査は、食鳥とたいの内臓を摘出した後、1羽ごとに、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況について望診及び触診をし、法第十五条第四項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該内臓及び食鳥中抜とたいについて更に検査をし、判定することにより行う。

五 食鳥検査の終了後、検査を行った食鳥の種類、品種、羽数、産地及び検査結果を記録する。

第2項 法第十五条第六項の厚生労働省令で定める手続は、食鳥検査を受けようとする食鳥処理業者が、食鳥処理場ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を当該食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合にあっては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。)に提出することにより行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 食鳥をとさつしようとする年月日
- 三 食鳥検査を受けようとする食鳥の種類、品種、羽数及び産地

<食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第28条>

第1項 食鳥処理衛生管理者による法第十五条第七項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の確認は、当該食鳥処理場において現に食鳥検査を行っている食鳥検査員(第四十九条に定める者をいう。以下同じ。)又は検査員(法第二十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める要件を備える者をいう。以下同じ。)の監督を受けて次の事項について視覚、触覚及び臭覚を用いて行うものとする。

- 一 脱羽後検査に係る確認にあっては、脱羽の後、一羽ごとに、食鳥とたいの体表の状況
- 二 内臓摘出後検査に係る確認にあっては、食鳥とたいの内臓を摘出した後、一羽ごとに、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況

第2項 法第十五条第七項の厚生労働省令で定める基準は、別表第八のとおりとする。

第3項 法第十五条第七項の規定による脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法の簡略化は、一羽ごとの食鳥とたいの体表の状況についての望診及び触診の一部並びに一羽ごとの内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況についての望診及び触診の一部を省略することにより行うものとする。

<食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第33条>

食鳥処理業者(認定小規模食鳥処理業者を除く。)に係る法第19条に規定する措置は、次のとおりとする。

一 生体検査の結果に基づく措置

イ 別表第九に掲げる疾病又は異常(湯漬過度及び放血不良を除く。)を有すると判定された食鳥にあっては、とさつを禁止するとともに、当該食鳥の廃棄又は食用に供することができないようにする措置(以下「廃棄等の措置」という。)

ロ 法第15条第4項 各号に掲げる疾病又は異常(別表第九に掲げる疾病又は異常を除く。)を有すると判定された食鳥にあっては、生体検査に合格したすべての食鳥のとさつの終了後にとさつし、脱羽後検査の結果に基づき次号イ、ロ又はハのいずれかに掲げる措置(同条第5項に基づき内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受ける場合にあっては、その結果に基づき第三号イ、ロ又はハのいずれかに掲げる措置。ハにおいて同じ。)

ハ 法第15条第4項 各号に掲げる疾病又は異常(湯漬過度及び放血不良を除く。)を有する疑いがあると判定された食鳥にあっては、生体検査に合格したすべての食鳥のとさつの終了後にとさつし、脱羽後検査の結果に基づき次号イ、ロ若しくはハのいずれかに掲げる措置又は更に検査をすることにより生体検査に合格するか否かの判定を行うまでの間その扱いを保留する措置

二 脱羽後検査の結果に基づく措置(法第15条第5項に基づき内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受ける場合を除く。)

イ 別表第九に掲げる疾病又は異常を有すると判定された食鳥とたいにあっては、その内臓の摘出を禁止するとともに、当該食鳥とたいの廃棄等の措置

ロ 法第15条第4項 各号に掲げる疾病又は異常(別表第九に掲げる疾病又は異常を除く。)を有すると判定された食鳥とたいにあっては、脱羽後検査に合格したすべての食鳥とたいの内臓の摘出の終了後にその内臓を摘出し、内臓摘出後検査の結果に基づき次号イ、ロ又はハのいずれかに掲げる措置

ハ 法第15条第4項 各号に掲げる疾病又は異常を有する疑いがあると判定された食鳥とたいにあっては、脱羽後検査に合格したすべての食鳥とたいの内臓の摘出の終了後にその内臓を摘出し、内臓摘出後検査の結果に基づき次号イ、ロ若しくはハのいずれかに掲げる措置又は更に検査をすることにより脱羽後検査に合格するか否かの判定を行うまでの間その扱いを保留する措置

三 内臓摘出後検査の結果に基づく措置(法第15条第5項に基づき内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受ける場合を含む。)

イ 別表第九に掲げる疾病又は異常を有すると判定された食鳥肉等にあっては、その全部の廃棄等の措置

ロ 別表第十の上欄に掲げる疾病又は異常を有すると判定された食鳥肉等にあっては、その同表の下欄に掲げる部分の廃棄等の措置

ハ 法第15条第4項 各号に掲げる疾病又は異常を有する疑いがあると判定された食鳥肉等にあっては、更に検査をすることにより脱羽後検査(同条第5項に基づき内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受ける場合に限る。)及び内臓摘出後検査に合格するか否かの判定を行うまでの間その扱いを保留する措置

四 消毒

法第15条第4項 各号に掲げる疾病又は異常を有することにより病原体を伝染させるおそれがあると判定された食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等にあっては、当該食鳥を隔離し、若しくは当該食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等を消毒し、又は病原体に汚染され、若しくは汚染されたおそれのある食鳥処理場の施設若しくは設備を消毒する等の病原体の伝染を防止するために必要な措置

2 認定小規模食鳥処理業者に係る法第19条に規定する措置は、次のとおりとする。

一 食鳥の生体の状況の確認の結果に基づく措置

別表第八の基準に適合しない食鳥にあっては、とさつを禁止するとともに、当該食鳥の廃棄等の措置

二 食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認の結果に基づく措置

イ 別表第七第一号イの基準に適合しない食鳥とたい及び同表第二号の基準に適合しない食鳥中抜とたいにあっては、当該食鳥とたい又は当該食鳥中抜とたいに係る食鳥肉等の全部の廃棄等の措置

ロ 別表第七第一号ロの基準に適合しない食鳥とたいにあっては、同号ロの異常が認められる部分の廃棄等の措置

ハ 別表第七第三号の基準に適合しない内臓にあっては、次に掲げる措置

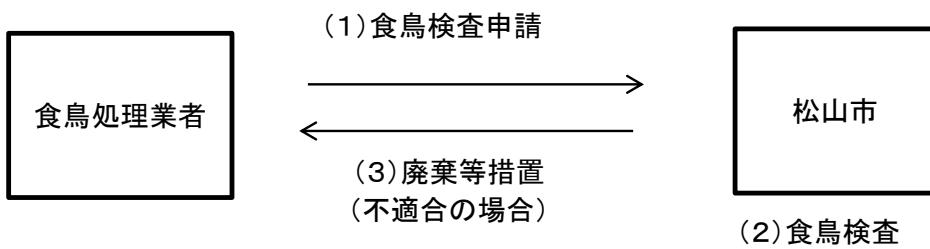
(1) 一の臓器のみが別表第七第三号の基準に適合しない場合にあっては、当該臓器の廃棄等の措置

(2) 二以上の臓器が別表第七第三号の基準に適合しない場合にあっては、内臓の全部の廃棄等の措置

三 消毒

必要に応じて、食鳥を隔離し、又は食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は食鳥処理場の施設若しくは設備を消毒する措置

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。